

証紙廃止に伴い、手数料のキャッシュレス収納が始まります。これに伴い、建設業許可申請・届出等の受付を以下のとおりとしますので、お知らせします。

1 証紙・キャッシュレス収納併用期間（令和5年10月2日から12月28日）

●建設業許可申請・届出（現状の取扱いから変更なし）

(1)新規（般・特含む）・業種追加申請

窓口または電子申請システム（以下、J C I Pとする。）のみの受付とします。

(2)更新申請

窓口、J C I Pのほか、郵送により受け付けます。ただし、許可満了日の2か月前から30日前のものに限ります。

なお、常勤役員等（旧経營業務の管理責任者）、専任技術者等要件に係る変更及び提出期限を超過した変更（事業年度終了報告書を含む。）を同時に行う場合は、窓口またはJ C I Pでの受付となります。郵送による申請書の提出に当たっては、以下の点に留意してください。

①許可満了日の2か月前から30日前のものに限ります。

②最新の様式を使用してください。以下のページからダウンロードしてください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/youshiki2704.html>

③常勤役員等（旧経營業務の管理責任者）、専任技術者等要件に係る変更を同時に行う場合は、窓口またはJ C I Pでの受付となります。

④役員等の要件に係るもの以外の変更（法定期限内のものに限る。）や事業年度終了報告書（法定期限内のものに限る。）を同時に行う場合は、郵送による受付が可能です。

⑤郵送受付が可能な変更届については、「建設業許可申請・届出の手引き」（令和5年度第1版（令和5年4月施行））P145～147で御確認ください。

⑥提出に当たっての注意事項

ア 送付先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

埼玉県県土整備部建設管理課建設業担当あて

イ レターパック（赤）で送付してください。（レターパック（青）や普通郵便は不可）

ウ レターパックの表面に送付物等を朱書してください。

「法人・個人名、許可番号、送付した書類名」在中

例「埼玉県土株式会社、第〇号、建設業許可更新申請書」在中

エ 別紙3に申請に係る手数料額（50,000円。一般と特定の両方を更新する場合は100,000円）の埼玉県証紙をはがれないように貼付して提出してください。

埼玉県証紙は、指定金融機関の埼玉りそな銀行等で購入できます。

埼玉県証紙の販売場所一覧

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1201/hanbaimadoguti.html>

オ 埼玉県証紙の貼付漏れや申請に係る手数料額の貼付が確認できない場合、書類をそのまま返却させていただく場合があります。

カ 書類不備等で連絡する場合があります。

・ レターパックの表面には、必ず日中に連絡がとれる電話番号（携帯電話可）を記入してください。

・ 提出する副本とは別に書類一式を複写して、お手元に保管しておいてください。

キ 申請書の正本、副本、確認資料、宛先を明記した返信用のレターパック（赤）を同封してください。（受付終了後、受付印を押印した副本を返信します。）

ク 書類の作成・確認資料等については、「建設業許可申請・届出の手引き」をよくお読みください。

ケ 送料は申請者の負担となります。

コ 郵便事故に関し、県は責任を負いかねますので、御了承ください。

サ 様式の相違や必要な箇所の記述不備等場合により、受付不能で返却することもありますので、御了承ください。

シ 郵送受付の場合、通常よりも許可通知書の発送までの期間が長くなりますので、御了承ください。

(3) 変更届（旧事業年度終了報告書を含む。）

窓口、J C I Pのほか、郵送により受け付けます。（提出期限を超過したもの、許可要件に係る変更は、窓口またはJ C I Pでの受付となります。）

※1 郵送受付が可能な変更届については、「建設業許可申請・届出の手引き」（令和5年度第1版（令和5年4月施行））P145～147で御確認ください。

※2 郵送による提出に当たっては、以下のページを参照してください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/yuusouuketuke.html>

※3 審査が書類の到着日以降となる場合があるため、收受日が書類到着日と同じにならない場合があります。

●閲覧所における許可申請書の閲覧（現状の取扱いから変更なし）

以下のとおりとします。

① 席 数 14席

② 受付時間 9:00～11:00 13:00～15:00

③ 利用回数 1人1日1回

※ 受付方法等の詳細は、「申請書の閲覧」のページで御確認ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/etsuran.html>

●許可証明（現状の取扱いから変更なし）

窓口で受付の上、交付します。

●解体工事業登録（9月1日から県電子申請システムでの電子申請が可能です）

(1) 新規登録

窓口または県電子申請システムのみでの受付とします。

(2) 更新登録

窓口、県電子申請システムのほか、郵送で受け付けます。

○提出に当たっての注意事項

ア 送付先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

埼玉県県土整備部建設管理課建設業担当あて

イ レターパック（赤）で送付してください。（レターパック（青）や普通郵便は不可）

ウ レターパックの表面に送付物等を朱書してください。

「法人・個人名、送付した書類名」在中

例「埼玉県土株式会社、解体工事業登録更新申請書」在中

エ 申請書の余白に申請に係る手数料額（26,000円）の埼玉県証紙をはがれないように貼付して提出してください。

埼玉県証紙は、指定金融機関の埼玉りそな銀行等で購入できます。

埼玉県証紙の販売場所一覧

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1201/hanbaimadoguti.html>

オ 埼玉県証紙の貼付漏れや申請に係る手数料額の貼付が確認できない場合、書類をそのまま返却させていただく場合があります。

カ 書類不備等で連絡する場合があります。

・ レターパックの表面には、必ず日中に連絡がとれる電話番号（携帯電話可）を記入してください。

・ 提出する副本とは別に書類一式を複写して、お手元に保管しておいてください。

キ 申請書の正本、副本、宛先を明記した返信用のレターパック（赤）を同封してください。

ク 書類の作成・確認資料等については、「解体工事業登録申請の手引き」をよくお読みください。

ケ 送料は申請者の負担となります。

コ 郵便事故に関し、県は責任を負いかねますので、御了承ください。

サ 様式の相違や必要な箇所の記述不備等場合により、受付不能で返却することもありますので、御了承ください。

シ 郵送受付の場合、通常よりも登録通知書の発送までの期間が長くなりますので、御了承ください。

(3) 変更届

窓口、県電子申請システムのほか、郵送で受け付けます。

●浄化槽工事業登録（9月1日から県電子申請システムでの電子申請が可能です）

(1) 新規登録

窓口または県電子申請システムのみでの受付とします。

(2) 更新登録

窓口、県電子申請システムのほか、郵送で受け付けます。

○提出に当たっての注意事項

ア 送付先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号

埼玉県県土整備部建設管理課建設業担当あて

イ レターパック（赤）で送付してください。（レターパック（青）や普通郵便は不可）

ウ レターパックの表面に送付物等を朱書してください。

「法人・個人名、送付した書類名」在中

例)「埼玉県土株式会社、浄化槽工事業登録更新申請書」在中

エ 申請書の余白に申請に係る手数料額（26,000 円）の埼玉県証紙をはがれないように貼付して提出してください。

埼玉県証紙は、指定金融機関の埼玉りそな銀行等で購入できます。

埼玉県証紙の販売場所一覧

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1201/hanbaimadoguti.html>

オ 埼玉県証紙の貼付漏れや申請に係る手数料額の貼付が確認できない場合、書類をそのまま返却させていただく場合があります。

カ 書類不備等で連絡する場合があります。

・ レターパックの表面には、必ず日中に連絡がとれる電話番号（携帯電話可）を記入してください。

・ 提出する副本とは別に書類一式を複写して、お手元に保管しておいてください。

キ 申請書の正本、副本、宛先を明記した返信用のレターパック（赤）を同封してください。

ク 書類の作成・確認資料等については、以下のページを参照してください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/joukasou-gaiyou.html>

ケ 送料は申請者の負担となります。

コ 郵便事故に関し、県は責任を負いかねますので、御了承ください。

サ 様式の相違や必要な箇所の記述不備等場合により、受付不能で返却することもありますので、御了承ください。

シ 郵送受付の場合、通常よりも登録通知書の発送までの期間が長くなりますので、御了承ください。

(3) 変更届

窓口、県電子申請システムのほか、郵送で受け付けます。

2 証紙販売終了から証紙利用終了までの期間（令和6年1月4日から3月29日）

●建設業許可申請・届出（変更あり）

(1) 新規（般・特含む）・業種追加申請

「1 証紙・キャッシュレス収納併用期間」の記載内容と同様です。

(2) 更新登録

窓口、JCIPのみの受付とします。ただし、購入済みの証紙を使用する場合に限り、郵送による受付が可能です。提出にあたっての注意事項は、「1 証紙・キャッシュレス収納併用期間」の記載内容と同様です。

(3) 変更届（旧事業年度終了報告書を含む。）

「1 証紙・キャッシュレス収納併用期間」の記載内容と同様です。

●閲覧所における許可申請書の閲覧（変更なし）

「1 証紙・キャッシュレス収納併用期間」の記載内容と同様です。

●許可証明（変更なし）

「1 証紙・キャッシュレス収納併用期間」の記載内容と同様です。

●解体工事業登録（変更あり）

(1) 新規登録

「1 証紙・キャッシュレス収納併用期間」の記載内容と同様です。

(2) 更新登録

窓口、県電子申請システムのみ受付とします。ただし、購入済みの証紙を使用する場合に限り、郵送による受付が可能です。提出にあたっての注意事項は、「1 証紙・キャッシュレス収納併用期間」の記載内容と同様です。

(3) 変更届

「1 証紙・キャッシュレス収納併用期間」の記載内容と同様です。

●浄化槽工事業登録（変更あり）

(1) 新規登録

「1 証紙・キャッシュレス収納併用期間」の記載内容と同様です。

(2) 更新登録

窓口、県電子申請システムのみ受付とします。ただし、購入済みの証紙を使用する場合に限り、郵送による受付が可能です。提出にあたっての注意事項は、「1 証紙・キャッシュレス収納併用期間」の記載内容と同様です。

(3) 変更届

「1 証紙・キャッシュレス収納併用期間」の記載内容と同様です。

3 証紙利用終了日以降（令和6年4月1日以降）

●建設業許可申請・届出（変更あり）

(1) 新規（般・特含む）・業種追加申請

「1 証紙・キャッシュレス収納併用期間」の記載内容と同様です。

(2) 更新登録

窓口、J C I Pのみの受付とします。**郵送による受付は行いません。**

(3) 変更届（旧事業年度終了報告書を含む。）

「1 証紙・キャッシュレス収納併用期間」の記載内容と同様です。

●閲覧所における許可申請書の閲覧（変更なし）

「1 証紙・キャッシュレス収納併用期間」の記載内容と同様です。

●許可証明（変更なし）

「1 証紙・キャッシュレス収納併用期間」の記載内容と同様です。

●解体工事業登録（変更あり）

(1) 新規登録

「1 証紙・キャッシュレス収納併用期間」の記載内容と同様です。

(2) 更新登録

窓口、県電子申請システムのみ受付とします。**郵送による受付は行いません。**

(3) 変更届

「1 証紙・キャッシュレス収納併用期間」の記載内容と同様です。

●浄化槽工事業登録（変更あり）

(1) 新規登録

「1 証紙・キャッシュレス収納併用期間」の記載内容と同様です。

(2) 更新登録

窓口、県電子申請システムのみ受付とします。**郵送による受付は行いません。**

(3) 変更届

「1 証紙・キャッシュレス収納併用期間」の記載内容と同様です。